

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）.....（農政課）	43
○土地改良区の定款の変更の認可.....（土地改良指導課）	44
○道営土地改良事業計画の決定.....（土地改良指導課）	44
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（土地改良指導課）	44
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（土地改良指導課）	44
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路整備課）	45
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）	45
○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項.....（出納局総務課）	46
○特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合の条件等の北海道告示登載事項.....（出納局総務課）	47

告 示

北海道告示第438号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（調達予定数量）
ヨーネ菌分離用培地（8ml/瓶×20瓶/箱）1箱当たりの単価 4,080円
- 2 落札を決定した日
平成16年3月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 丸善薬品株式会社
(2) 住所 北広島市大曲工業団地6丁目2番地13
- 4 落札金額
1箱当たりの単価 8,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成16年北海道告示第141号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道農政課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第439号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量（調達予定数量）
ヨーネライザII（90検体/キット）1キット当たりの単価 2,500キット
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年3月29日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 丸善薬品株式会社
(2) 住所 北広島市大曲工業団地6丁目2番地13
- 4 随意契約に係る契約金額
1キット当たり単価 30,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道農政課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第440号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量（調達予定数量）
プラテリアBSE（1セット90検体分）1セット当たりの単価 605セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

平成16年3月29日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道和光純薬株式会社
- (2) 住 所 札幌市北区北15条西4丁目10番地

4 随意契約に係る契約金額

1セット当たりの単価 160,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部農政課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16. 3.11	雨竜土地改良区
同 16. 4. 9	網走川土地改良区

北海道告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成16年4月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
津別東部	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]	北海道網走支庁
音 標	一般農道整備 [集乳農道]	北海道宗谷支庁

北海道告示第443号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年4月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
中央開発	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）	北海道渡島支庁
高 台	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農道、農業用排水、区画整理、土層改良、暗きよ）	北海道十勝支庁

北海道告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

江別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成16. 4. 1	理 事	小西 辰雄	江別市豊幌676番地
同	同	同	岩崎 好勝	同 豊幌796番地の31
同	同	同	細田 元	同 江別太273番地
同	同	同	植松 義則	同 東野幌720番地の34
同	同	同	渡部 正廣	同 東野幌731番地の17
同	同	同	河野 紀史	同 篠津432番地の1
同	同	監 事	川合 俊久	同 豊幌229番地
同	同	同	岩田 勝	同 西野幌341番地
退 任	同 16. 3.31	理 事	小西 辰雄	同 豊幌676番地
同	同	同	岩崎 好勝	同 豊幌796番地31
同	同	同	岩田 勝	同 西野幌341番地
同	同	同	植松 義則	同 東野幌720番地34
同	同	同	坂本 厚造	同 ゆめみ野南町1番地の1
同	同	同	西 榮一	同 江別太163番地1
同	同	同	水島 剛	同 中島31番地
同	同	監 事	川合 俊久	同 豊幌229番地
同	同	同	金内 豊	同 上江別451番地

中新土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成16. 4. 1	監 事	堂前 敏文	樺戸郡月形町1番地の12
同	同	同	岩中 茂美	石狩郡当別町字中小屋2039番地3
退 任	同 16. 3.31	監 事	堂前 敏文	樺戸郡月形町1番地の12
同	同	同	岩中 茂美	石狩郡当別町字中小屋2039番地3

遠別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成16. 4. 7	理事	泊 和幸	天塩郡遠別町字幸和712番地
同	同	同	坂川 光夫	同 字幸和870番地
同	同	同	熊田 正之	同 字久光1058番地
同	同	同	小森 睦夫	同 字久光961番地
同	同	同	大原 保夫	同 字久光632番地の15
同	同	同	酒井 嗣男	同 字中央285番地
同	同	同	南部 稔	同 字共栄72番地
同	同	同	門野 時正	同 字共栄713番地
同	同	同	田村 洋一	同 字本町5丁目3番地の51
同	同	監事	泊 幸則	同 字久光1309番地
同	同	同	竹之内喜見	同 字中央190番地
退任	同 16. 4. 6	理事	泊 和幸	同 字幸和712番地
同	同	同	坂川 光夫	同 字幸和870番地
同	同	同	熊田 正之	同 字久光1058番地
同	同	同	木下 博	同 字久光1278番地
同	同	同	大原 保夫	同 字久光632番地の15
同	同	同	小山 倬甫	同 字中央 9 番地
同	同	同	南部 稔	同 字共栄72番地
同	同	同	門野 時正	同 字共栄713番地
同	同	同	田村 洋一	同 字本町5丁目3番地の51
同	同	監事	鈴木 幸治	同 字久光543番地の3
同	同	同	泊 幸則	同 字久光1309番地

北海道告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 岩内洞爺線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩内郡共和町老古美岩内岳国有林1459林班か小	前	25.00mから66.50mまで	200.00m	—	
班地先から岩内郡共和町老古美500番2地先まで	後	27.00mから66.50mまで	200.00m	—	

北海道告示第446号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
札幌開発株式会社	般-11 石第16563号	平成16. 3. 1
株式会社リヴィノールシステム	般-10 石第16468号	同 16. 3. 4
有限会社吉本工業	般-12 石第13077号	同 16. 3. 8
オンネツ工業株式会社	特-13 石第804号	同 16. 3. 9
共栄暖房株式会社	般・特-14 石第3286号	同
株式会社ダイワ工務店	般-13 石第12282号	同
株式会社ニチデン	般-14 石第1715号	同 16. 3.10
株式会社北宝建設	般-13 石第10756号	同
昭栄電設株式会社	般-13 石第14016号	同
株式会社和弘	般-12 石第14471号	同
株式会社東邦電話設備コンサルタント	般-13 石第15390号	同
カネ勝伊藤建築興業株式会社	般-12 石第16961号	同
株式会社タナカ	般-12 石第17229号	同 16. 3.11
有限会社日伸建設	般-13 石第13816号	同 16. 3.12
株式会社ホクケン	般-13 石第15490号	同 16. 3.15
山田建設株式会社	般-12 石第17065号	同 16. 3.19
株式会社共和商会	般-13 石第475号	同 16. 3.24
有限会社丸順千葉鉄筋	般-14 石第14204号	同 16. 3.25
安全機器株式会社	般-14 石第6869号	同 16. 3.29
高砂産商株式会社	般-14 石第7388号	同 16. 3.30
札幌スミリン建設株式会社	般-14 石第14184号	同 16. 3.31
岡田興業株式会社	般-14 空第583号	同 16. 3.25
有限会社高島塗装	般-12 空第537号	同 16. 3.29
有限会社増井土建	般-12 空第256号	同 16. 3.31
近藤工業	般-13 上第2255号	同 16. 3.11
有限会社カワトモ工業	般-12 上第4589号	同 16. 3.29

有限会社 山 本 産 業	般 - 13	上第3861号	平成16. 3. 30
株式会社 ケ - 工 ス 工 業	般 - 14	上第4136号	同
古 谷 建 設	般 - 11	留第204号	同 16. 2. 26
佐 賀 電 気 株 式 会 社	般 - 12	留第270号	同 16. 3. 2
渡 辺 左 官	般 - 14	宗第52号	同 16. 3. 25
青 木 左 官 塗 装 工 業 所	般 - 13	網第2691号	同 16. 3. 5
中 村 建 設	般 - 13	胆第1499号	同 16. 3. 31
有限会社 北 昇 軌 道 工 業	般 - 14	胆第4289号	同
柴 垣 建 装 社	般 - 11	日第404号	同 16. 3. 5
堂 下 建 設	般 - 13	日第14号	同 16. 3. 31
有限会社 中 村 組	般 - 14	十第374号	同 16. 3. 5
管 野 建 設	般 - 14	十第2001号	同
有限会社 中 村 電 設	般 - 12	十第1019号	同 16. 3. 15
清 原 工 業 株 式 会 社	般 - 11	十第3152号	同 16. 3. 17
高 井 建 設	般 - 14	十第882号	同 16. 3. 22
有限会社 中 山 建 設	般 - 12	十第1352号	同 16. 3. 24
大 川 建 設	般 - 12	十第1731号	同
有限会社 佐 藤 土 建	般 - 13	十第1558号	同 16. 3. 26
キ ン グ 塗 装 店	般 - 12	十第1730号	同 16. 3. 30
富 田 工 務 店	般 - 11	十第1176号	同 16. 3. 31
有限会社 S U N ・ H O M E 義 工	般 - 14	釧第2293号	同 16. 2. 25
東 翔 開 発 興 業 有 限 会 社	般 - 11	釧第2345号	同 16. 3. 29
2 許可の一部廃業			
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日	
株式会社 丸 東 山 下 組	般 - 13	石第8355号	平成16. 3. 1
クローパーシステム株式会社	般 - 14	石第14356号	同
有限会社 杉 建 工 業	般 - 14	石第11501号	同 16. 3. 8
ガラガーエイジ株式会社	特 - 12	石第13221号	同 16. 3. 9
株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズエンジニアリング北海道	特 - 14	石第18059号	同 16. 3. 10
株式会社 住 建 福 祉 協 会	般 - 13	石第197号	同 16. 3. 18
株式会社 創 匠 計 画	般 - 14	石第13660号	同
株式会社 石 建 開 発	般 - 14	石第17881号	同 16. 3. 26
ヤ シ マ 電 設 株 式 会 社	般 - 13	石第8367号	同 16. 3. 31

株式会社 ア - ニ ス ト ホ - ム	般 - 12	渡第3892号	同 16. 2. 23
株式会社 中 野 事 業 所	般 - 13	渡第2830号	同 16. 2. 27
北 幸 建 設 工 業 株 式 会 社	般 - 12	上第2588号	同 16. 3. 11
株式会社 新 保 産 業	般 - 13	宗第760号	同 16. 3. 1
有限会社 稚 山 建 設	般 - 12	宗第744号	同 16. 3. 8
株式会社 廣 瀬 建 設	特 - 12	網第164号	同 16. 3. 22
菱 中 海 陸 運 輸 株 式 会 社	般 - 12	胆第4130号	同 16. 3. 24
第 一 建 設 株 式 会 社	般 - 12	胆第4140号	同 16. 3. 25
有限会社 チ ヒ 口 工 業	般 - 14	胆第3867号	同 16. 3. 26
有限会社 浅 倉 庄 送	般 - 15	十第3480号	同 16. 3. 2
栗 林 建 設 株 式 会 社	般 - 14	十第518号	同 16. 3. 31
株式会社 高 橋 組	般 - 14	釧第122号	同 16. 3. 9

北海道告示第447号

特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項を次のとおり定める。

平成16年4月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資 格 要 件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 道税を滞納している者でないこと。

2 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に

掲げる営業年数等の要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

3 資格審査の再申請

- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

オ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請をしようとする者が、資格審査の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。
- (3) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

5 資格の喪失

- (1) 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
- (2) 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき又は資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたときは、資格を失う。

北海道告示第448号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合の条件等の北海道告示登載事項を次のとおり定める。

平成16年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (3) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第147条から第150条までに定めるところによる。
- (4) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の13において準用する同第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第162条において準用する同第147条から第150条までに定めるところによる。

2 落札者の決定方法

- (1) 工事又は製造その他の請負の調達契約

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第162条において準用する同第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第162条において準用する同第151条第1項の規定により定められた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和

45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格(単価)であるものを落札者とする。

(2) 工事又は製造その他の請負の調達契約以外の調達契約

ア 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

イ 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第162条において準用する同第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

ウ 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

エ 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第162条において準用する同第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

オ 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格(単価)であるものを落札者とする。

カ 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第162条において準用する同第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格(単価)であるものを落札者とする。

3 契約書作成の要否

- (1) 要
- (2) 不要

4 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は、仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たとき本契約を締結する。

(2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭

和45年北海道規則第30号)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第162条において準用する同第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。

(10) この公示の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。

(11) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(12) この入札の執行は、公開する。

(13) 詳細は、入札説明書による。